第151回平塚市都市計画審議会会議録

2 場 所 平塚市教育会館 3階 大会議室

3 出席委員 13名

端 文昭、鈴木晴男、渡辺敏光、江口友子、片岡利枝子、杉本洋文、髙橋 充、真道 豊、石原健次、朏島年勝、

三澤憲一、鳥海保弘、村松正敏

4 欠席委員 2名

米澤正己、岡村敏之

5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 小山田良弘

まちづくり政策課長 小野間孝

都市計画担当

主管櫻庭純主管杉崎哲也主管平田勲

主査根本健治

技師 髙橋徹誠

事業課

課長代理 吉岡太

みどり公園・水辺課

課長代理 浦井行博

主查 坂巻政和

交通政策課

交通政策課長 小林岳

主管中嶋孝之

6 会議の成立 委員の2分の1以上の出席を得ており、平塚市都市計画 審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立して いることを報告。

7 傍 聴 者 1名

8 議 事

- (1) 副会長の選出
- (2) 審議案件

議案第203号 平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定) 議案第204号 平塚都市計画公園の変更 3・3・4号小波公園(平塚市決定)

- (3) 報告案件
 - ・平塚市バリアフリー基本構想 (素案) について
 - その他

【審議会開会】午後3時00分

(省略)

(会 長)

ただいま、事務局から定足数に達しているとの報告がありました。

それでは、ただいまから「第151回平塚市都市計画審議会」を開会いたします。

先ほど、事務局からもお話がありましたとおり、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方は、1名おります。

それでは、これから会議を始めますので、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(会 長)

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。

先ほど、事務局からお渡しいたしました「傍聴者の遵守事項」をお守りください。

なお、遵守事項が守られない場合、平塚市都市計画審議会傍聴要領にしたがいまして、退場していただくことがありますので、ご承知おきください。

それでは、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定にしたがいまして、本日の審議会の議事録署名人を、私と端文昭委員といたしますので、ご 了承願います。

それでは、お手元の次第、議事の(1)ですが、10月末に成瀬副会長がご退任されましたので、それに伴いまして、副会長の選出を行いたいと思います。

市の都市計画審議会条例では、副会長につきましては、委員の互選となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。

(委員)

副会長には、石原委員がよろしいのではないでしょうか。

(会 長)

ありがとうございます。

委員より、石原委員のご推薦がありましたが、みなさんいかがでしょうか。

(異議なし)

(会 長)

ありがとうございます。

それでは、副会長には、工業の部門から、石原委員にお願いしたいと思います。 石原委員、こちらの副会長の席にお越しいただけますか。

(省 略)

(会 長)

それでは、石原副会長より一言お願いいたします。

(副会長)

皆様のご指名によりまして、副会長の職に就きました石原でございます。

皆様のご協力によりまして、杉本会長をはじめ、この審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会 長)

それでは、審議案件に移りたいと思います。

お手元の次第、議事の(2)の審議案件であります、議案第203号「平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定)」について、議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議案第203号「平塚都市計画生産緑地地区の変更」について説明 いたします。

議案の説明に入る前に、「生産緑地地区」の概要について説明いたします。

スクリーンをご覧になりながら、お聞きください。

まず、生産緑地地区の概要ですが、生産緑地地区は、市街化区域内の優れた緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画に定められるものです。

その特徴といたしまして、土地所有者の方には、「農地を適正に管理しなければならない」といった管理の責務や、「住宅等の建築物を建てることができない」といった規制が伴います。

また反面、指定を受けることにより、「宅地並み課税から農地並み課税へと税が軽減される」といった利点もあります。

さらに、生産緑地地区の指定の解除に係る行為として、生産緑地法第10条の 規定による生産緑地地区の買取り申出という制度もあります。 次に、買取り申出に関する一連の流れについて説明いたします。

まず、買取りの申出制度ですが、生産緑地地区の買取り申出ができる要件として2点ございます。

1点目は、生産緑地地区の指定から30年が経過した場合です。

2点目は、生産緑地地区の農業経営の主たる従事者の死亡や身体の故障により 営農が不可能になった場合となります。

このいずれかの要件を満たす場合には、生産緑地地区の所有者が市長に対し、 買取りの申出をすることができるという制度です。

買取りの流れは図のようになります。買取り申出が提出されますと、市や県の 関係機関で買取りの検討を行い、公共用地として適当でないなど、買取りができな い場合には、他の農業従事者への斡旋を行います。その斡旋が不調になりますと、 「行為の制限解除」となり、建築行為等の他の土地利用が許され、生産緑地地区 として管理する義務が無くなります。

その後、県との協議や縦覧等の手続きを行い、都市計画審議会にて審議するという流れになっております。

なお、今回は、主たる従事者の死亡に伴う買取り申出による変更が5箇所、主 たる従事者の故障に伴う買取り申出による変更が4箇所ございます。

次に、生産緑地地区の一部を公共施設等として整備する場合の流れですが、これは、例えば、生産緑地地区に面する道路が狭く、その道路の拡幅整備を行う場合等の規定です。

公共施設等の整備をする事業者から、行為通知書、行為着手届出書で通知をいただき、道路等の工事が完了した時点で行為完了届出書にて行為の内容を確認し、 県との協議や縦覧等の手続きを行い、都市計画審議会にて審議するという流れになっています。

今回は、公共施設等の整備に伴う変更が1箇所ございます。

なお、追加指定、買取り申出、公共施設等の整備に係る都市計画の変更手続き については、神奈川県との申し合わせにより、年1回とりまとめて行うこととな っております。

以上が、生産緑地地区の概要及び手続きの流れでございます。

それでは、「平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定)」について説明 いたします。

今回の変更箇所は、10箇所ございます。箇所番号順に、変更内容を説明いたします。

まず初めに、岡崎地内にあります箇所番号10の生産緑地地区です。

こちらは、平成4年に指定されまして、主たる従事者が亡くなり、生産緑地地区の一部について買取り申出がなされ、所定の手続きを経まして、昨年9月24日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、区域の縮小を行うものです。

黄色で囲んだ部分が変更前の区域です。赤色で囲んだ部分が変更後の区域です。 面積は、2,710平方メートルから870平方メートルに縮小されます。

写真は、平成24年1月に撮影された航空写真です。黄色で囲んだ部分が変更 前の区域です。

また、赤色で囲んだ部分が変更後の区域となります。

続きまして、同じく、岡崎地内にあります箇所番号12の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、生産緑地法第8条第4項の行為の通知により、当該生産緑地の一部について、都市計画法第40条第2項による帰属が行われたことに伴い、区域の縮小を行うものです。

黄色で囲んだ部分が変更前の区域です。赤色で囲んだ部分が変更後の区域です。 面積は、670平方メートルから600平方メートルに縮小されます。

写真は、平成24年1月に撮影された航空写真です。黄色で囲んだ部分が変更 前の区域です。

また、赤色で囲んだ部分が変更後の区域となります。

続きまして、入野地内にあります箇所番号166の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、主たる従事者が亡くなり、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、昨年10月29日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、1,970平方メートルが廃止されるものです。

写真は、生産緑地を北西側から撮影したものです。黄色で囲んだ部分が廃止する区域です。

続きまして、同じく入野地内にあります箇所番号167の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、主たる従事者が亡くなり、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、昨年10月29日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、2,350平方メートルが廃止されるものです。

写真は、生産緑地を北側から撮影したものです。黄色で囲んだ部分が廃止する 区域です。

続きまして、公所地内にあります箇所番号184の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、主たる従事者が亡くなり、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、昨年10月30日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、1,020平方メートルが廃止されるものです。

写真は、生産緑地を南側から撮影したものです。黄色で囲んだ部分が廃止する 区域です。

続きまして、同じく公所地内にあります箇所番号185の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、主たる従事者の故障により、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、今年8月

1日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、2,290平方メートルが廃止されるものです。

写真は平成24年1月に撮影された航空写真です。黄色で囲んだ部分が廃止する区域です。

続きまして、同じく公所地内にあります箇所番号186の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、主たる従事者の故障により、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、今年8月1日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、1,800平方メートルが廃止されるものです。

写真は平成24年1月に撮影された航空写真です。黄色で囲んだ部分が廃止する区域です。

続きまして、山下地内にあります箇所番号330の生産緑地地区です。

こちらも、平成4年に指定されまして、主たる従事者が亡くなり、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、今年4月15日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、890平方メートルが廃止されるものです。

写真は、生産緑地を北西側から撮影したものです。黄色で囲んだ部分が廃止する区域です。

続きまして、横内地内にあります箇所番号389の生産緑地地区です。

こちらは、平成7年に指定されまして、主たる従事者の故障により、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、今年4月15日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、1,730平方メートルが廃止されるものです。

写真は、生産緑地を北東側から撮影したものです。黄色で囲んだ部分が廃止する区域です。

最後に、めぐみが丘一丁目地内にあります箇所番号407の生産緑地地区です。こちらは、平成13年に従前地の生産緑地地区が土地区画整理事業により仮換地指定されまして、主たる従事者が故障となり、生産緑地地区の買取り申出がなされました。その後、所定の手続きを経まして、今年8月1日に生産緑地法に基づく制限の解除がなされておりまして、2,730平方メートルが廃止されるものです。

写真は平成24年1月に撮影された航空写真です。 黄色で囲んだ部分が廃止する区域です。

以上の10箇所が今回の変更箇所となります。

それでは、計画書について説明いたします。議案書では、1ページになります。

今回の変更は、全体の面積を約44.5~クタールに変更するもので、備考欄には、ただいま、ご説明させていただきました、生産緑地地区の大字、箇所番号、変更内容を記述しております。

続きまして、「新旧対照表」です。議案書の3ページになります。

面積は、約46.2 $^{\circ}$ 0,2 $^{\circ}$ 0,2 $^{\circ}$ 1,2 $^{\circ}$ 2,2 $^{\circ}$ 2,2

箇所数は、322箇所から314箇所へと8箇所の減少となります。

続きまして、都市計画を変更するための理由書でございます。議案書の2ページになります。

「生産緑地地区に関する都市計画は、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的かつ永続的に保全するため、平成4年に当初決定し、これまで追加指定等の変更を行ってきたところです。

今回の変更は、生産緑地法第10条に基づく「主たる従事者の死亡」及び「主たる 従事者の故障」による買取り申出により行為の制限が解除された地区、公共施設の 用に供された地区について、本案のとおり変更するものです。

最後に、都市計画法による縦覧を行いましたので、結果を報告させていただきます。

期間といたしましては、平成25年10月4日から10月18日まで縦覧した ところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第203号「平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定)」の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございましたけれども、ご質問、ご意見がありま したらよろしくお願いいたします。

(委員)

基本的な質問で申しわけないのですが、全てこれは土地所有者から買取り申出がされているのですが、いずれも不調に終わっているのですね。

これは、手続として1回、農業希望者の斡旋を行わなくてはいけないと思うのですが、何か理由というか手続のやり方があるのですか。

(事務局)

先ほどのパワーポイントのフローでもう1度説明します。

今回、10箇所の変更があるのですが、そのうちの1箇所は、公共施設の用に供する部分がありますが、それ以外の箇所につきましては、死亡もしくは故障により営農が不可能となった方から、まず、市長への買取り申出がされました。

そちらの案件につきまして、それぞれ庁内関係各課、主に公共施設の用で使用 する可能性がある、例えば公園とか、道路整備で必要な道路関係の部署等に庁内 調整を図りまして、買取りの検討をしていただいています。

併せて、神奈川県と関係機関に資料を送付しまして、同じように買取り申出があるかご検討いただいた結果として、今回の箇所等については、例えば、公園については、公園の適地ではないとか、近隣に公園があるとか、また、道路についても、都市計画道路に関係していないとか、そういった関係から公共的な買取りの方針ではございませんでした。

その後、それぞれの土地につきまして、農業委員会に農業希望者への斡旋をしていただきまして、その結果、他の農業従事者の方から希望がなかったということの報告を受けました。

(委 員)

買取り申出がされたのですよね。斡旋をしたところ、買いたいという農地所有者の方がいらしたのですか。いなかったのですか。

(事務局)

いなかったということです。全て買取りをしたいという申出はなかったということでございます。

(委 員)

「申出はされたが、買取りは行われず」という表現がよくわかっていないと思 うのですが、買取りの申出はされたのですか。

(事務局)

土地所有者であった方等が亡くなられて、例えば相続人の方から市長へ買取り申し出がなされまして、それを、農業委員会を通しまして斡旋したのですが、買取り申出がなかったということでございます。

(委員)

わかりました。買取り申出がされたというのは、買取ってほしいという申出を したということで、それについて、買取りたいという申出はなかったということ ですね。

(事務局)

そういうことです。

(委 員)

すみません。どうもありがとうございました。

(会 長)

次の方、どうぞ。

(委 員)

それでは、私からは縮小の関係でお伺いします。

箇所番号10については、従事者の方が亡くなったが、縮小になり、それ以外の箇所は、全部廃止になっているわけですね。

所有者が亡くなった場合、全て廃止ではなくて、一部縮小になるということが 成り立つのかどうかという点をお伺いします。

もう一つは、箇所番号12について、市道として整備されたということなのですが、変更の理由にある「都市計画法第40条第2項」を見たのですが、なかなか表現が難しいので、最初に市から、ここは市道として整備したいからということで帰属が行われたのか、所有者から、ここは必要ないから市に買取りを申出たのか、説明をお願いいたします。

(会 長)

では、お願いします。

(事務局)

まず、箇所番号10の一部買取り申出です。

生産緑地法では、一部買取り申出も、可能になっております。

今回のこの箇所については、相続人の方だと思うのですが、耕作する旨の内容を確認しておりまして、現地につきましても、農地として維持継続ができるということで、それ以外のところを一部買取り申出がされ、縮小になっております。

続きまして、箇所番号12の区域についてですが、こちらは、開発の道路を造るに当たって、一部生産緑地としての部分を使用したというところでございます。

こちらは、写真を見ていただきまして、赤い生産緑地の区域の上側のところが、 開発地として都市計画法第29条の開発許可の手続をして工事をなされておりま す。

その開発区域の南側の生産緑地に接したところに開発区域内道路を造る際に、その区域から南に認定外の既存の道路がございました。

その道路は高低差がございまして、階段状でも良いからつないでほしいという 地元などの昔からの要請等もありました。

階段を造るに当たって、造成協力地として生産緑地の一部をご協力いただきまして、最終的にはその部分が認定外道路として、市として帰属を受けておりますので、ここについては、平塚市の土木部から届出がなされたという状況でございます。

(会 長)

よろしいですか。どうぞ。

(委員)

変更の原因が死亡と従事者の故障とございますけれども、故障が何件あって、その故障の内容を教えていただければと思います。

(会 長)

事務局、お願いします。

(事務局)

今回、故障の箇所については、生産緑地箇所番号の185、186、407となり、こちらの箇所については、同一所有者でございます。

もう1箇所、箇所番号389、こちらがもう1人の方ということで、故障された方は、お2人ということでございます。

故障の内容につきましては、医師等の診断書をもって故障認定審査会で審査を して判断したのですが、個人情報になりますので、内容については差し控えさせ ていただきたいと思います。

(委 員)

わかりました。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。その他ご意見いかがでしょうか。

ほかにご意見がなければ採決したいと思うのですが、よろしいですか。

これは平塚市の決定でありますので、議案第203号「平塚都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、提案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

(会 長)

異議なしということですので、議案第203号は原案どおり決定したいと思います。

それでは、もう1件審議案件がございますので、議案第203号「平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定)」による答申案につきましては、後ほど一括して作成いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の議案に移りたいと思います。

議案第204号「平塚都市計画公園の変更 3・3・4号小波公園(平塚市決定)」について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議案第204号「平塚都市計画公園の変更 3・3・4号小波公園 (平塚市決定)」について説明いたします。

議案の説明に入る前に、3・3・4号小波公園の都市計画変更の背景について 簡単に説明いたします。スクリーンをご覧になりながらお聞きください。

初めに、都市計画変更の背景について説明します。

都市計画公園小波公園は、昭和29年5月21日に近隣公園として整備を目指して、都市計画決定されておりますが、50年以上が経過しても、いまだに整備が実現されていない長期未着手の都市計画公園となっております。

全国的にも、このような長期未着手の都市計画公園や都市計画道路などの都市施設は数多く存在しており、このようなことから国は都市計画運用指針の中で、個別の都市計画の適時適切な見直しの必要性を示しております。

このような背景の中で、平塚市は、都市マスタープランや緑の基本計画などの上位計画の位置付けを踏まえ、公園整備の実現に向けた検討や調整を行ってきました。

その検討や調整の結果、公園整備の実現に向けた区域変更案をまとめました。 次に、補足として、小波公園と同じように都市計画決定している市内の近隣公園 の開設状況を説明いたします。

なお、近隣公園とは、全ての年齢層を利用対象とした公園で、単に遊具が置かれているだけではなく、スポーツや地域レクリエーションなどができるような広さを持つ公園のことです。

表は、市内で都市計画決定している近隣公園 1 2 箇所の開設状況を示したもので、ご覧のように、市内で唯一未開設となっているのは、赤色で網掛けしている小波公園のみとなります。

次に、この公園の上位計画での位置付けを簡単に説明します。

まず、本市の将来都市像を示した「平塚市都市マスタープラン(第2次)」においては、「小波公園の整備にあたっては、その位置の適正な配置に努めます。」 とされております。

また、「平塚市緑の基本計画(第2次)」では、「市民が目的に応じて、いつでも都市公園を利用できるよう、適正な配置と時代にあった整備を行います。」とされております。

これに基づき、今回、公園整備実現に向けた区域変更案をまとめました。

次に、今回の変更に関してこれまで行ってきました説明会の経過について、説明します。

まず、素案の説明会ということで、昨年の11月8日に湘南バンク港ベイサイドホールで、関係する地域住民を対象とした説明会を開催しました。

参加者は18名で、当日、参加者からいただいた主な意見区分としましては、 公園の整備内容に関すること、公園の整備時期に関することでした。

次に、原案の説明会ということで、今年の5月25日に湘南バンク港ベイサイドホールで市民や地域住民を対象にした説明会を開催しました。

参加者は13名で、当日、参加者からいただいた主な意見区分としましては、 素案の説明会と同様で、公園の整備内容に関することや公園の整備時期に関する こととなります。

この2回の説明会では、都市計画変更に対する反対意見はありませんでした。 それでは、議案の説明に入ります。

まず、 $3 \cdot 3 \cdot 4$ 号小波公園の位置を説明します。議案書では6 ページになります。

こちらが平塚都市計画総括図になり、JR東海道本線より南側で、平塚競輪場の西側の黒丸で囲んだ位置が、3・3・4号小波公園の位置になります。

次に、位置図を拡大した計画図で区域の説明をします。

議案書の7ページをご覧ください。

まず、現在の計画区域は黄色の区域となり、この公園の周囲には、平塚競輪場や湘南バンク港ベイサイドホールなどがあり、公園の南側に、都市計画道路平塚大磯海岸線、公園の西側には、都市計画道路八幡須賀線が位置しております。

さらに、区域の西側には、市道久領堤2号線が接しております。

この公園は、昭和29年に決定しておりますが、都市計画決定後、整備がされていない長期未着手の都市計画公園となります。

「平塚市都市マスタープラン(第2次)」や「平塚市緑の基本計画(第2次)」 に基づき、検討を重ね、変更後の区域は、変更前と同じ面積約1.4~クタール を確保した赤色の区域となります。

また、補足となりますが、先ほど説明しました市道久領堤2号線については、変更後の公園区域内となりますので、公園整備にあわせて、区域西側に道路の付け替え整備を行い、付け替え後の久領堤2号線は、現在と同様の幅員6メートルの道路を整備していく予定です。

また、道路整備とあわせて、すでに埋設されている公共下水道も付け替えを進めていく予定です。

次に、市道久領堤2号線の黒丸で囲んだT字交差点から北西方向、北東方向、 南西方向、南東方向を向いて撮影した写真をそれぞれお示しします。

まず、北西方向を向いて撮影した写真となりますが、その場所には、現在、競輪場の立体駐車場があります。

次に、北東方向を向いて撮影した写真となりますが、その場所は、競輪場敷地となり、奥の方が競輪場の施設となります。

次に、南西方向を向いて撮影した写真となりますが、その場所は、競輪場の駐車場となります。

最後に、南東方向を向いて、撮影した写真となりますが、その場所は競輪場の 敷地となりますが、地域の皆さんが広場として利用できるような形態になってお ります。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

こちらの新旧対照表で、3・3・4号小波公園の変更内容をご説明します。

スクリーンの表の下が旧で、上が新となります。左側から順に説明します。種別は近隣公園で、番号は、3・3・4号、公園名は小波公園、位置は平塚市久領堤地内、面積は約1.4~クタールで変更ありません。

次に、備考欄になりますが、今回の変更により、サンクガーデンが多目的広場 に変更になります。

なお、サンクガーデンとは、西洋庭園の形式の一つで、地面から一段低い位置 に作られた庭園のことです。

次に、議案書の2ページをご覧ください。理由書でございます。

小波公園は、昭和29年5月21日に都市計画決定してから50年以上が経過しているが、未だに事業化に至っていない長期未着手の都市計画公園です。このような長期未着手の都市計画公園は全国的に存在しており、国の都市計画運用指針においては、個別の都市計画の適時適切な見直しの必要性が示されています。

このような背景の下で、平塚市では、「平塚市都市マスタープラン(第2次)」、「平塚市緑の基本計画(第2次)」に基づきながら、関係機関と公園整備に向けた調整や検討を行ってきました。

その検討の結果、環境保全、レクリエーション、防災、景観機能等の多様な機能を有する近隣公園として整備を進めるため、面積を等積で確保し、現在の区域を整形化する区域変更を行うものです。

以上が議案第204号の変更の内容となります。

最後に、都市計画法による縦覧を行いましたので、結果を報告させていただきます。期間といたしましては、平成25年10月4日から10月18日まで縦覧したところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第204号「平塚都市計画公園の変更 3・3・4号小波公園 (平塚市決定)」の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がありましたら よろしくお願いいたします。

(委 員)

では、お聞きします。

現在の公園の位置が、西へずれるということですが、ここは現在、競輪開催時に来場者用の駐車場となっています。それについてどのように考えているのかについてお伺いします。

もう一つは、競輪場は、これから改築が行われる予定となっていますが、災害 時の地域住民の避難施設にも予定されています。

今回、都市計画変更した場合、この中で防災機能も入っていますが、今後どういう災害に対応するような形にしていくのか、競輪場の改築との関係での考えを示してください。

(会 長)

では、事務局からお願いします。

(事務局)

まず、1点目の競輪場の駐車場の関係をどうするかというご質問でございます。この位置は、現状、駐車場として利用されている状況でございますが、都市計画変更いたしまして、公園整備の段階では、この変更後の区域は、近隣公園として整備を進めていくわけですが、この中に競輪場の駐車場を設けるわけではございません。

競輪場の駐車場については、現在は、相模川の河川敷等で事実上確保しておりますが、今後は、競輪場の内部の敷地もしくは競輪場の敷地外で対応していくと聞いております。

続きまして、現状の整備の時期と公園の整備の関係や防災面の関係でございますが、競輪場は、現在、平塚市の地域防災計画におきまして、地元の地域自治会の避難所や、津波避難ビルの位置づけがなされております。

また、今回の東日本大震災以降、東海道本線南側の地域の津波避難所として、 現在、改修といいますか整備計画を立てておりまして、その中で地域防災に貢献 できるような施設整備をしていくと聞いております。

小波公園との関係ですが、やはり小波公園等の公園については、地震や大規模 災害時の一時避難スペースとして、近隣の市民の方に利用される状況になり、最 終的には競輪場に避難していただくというような状況になるということでござい ます。以上でございます。

(会 長)

どうぞ。

(委 員)

今まで、この公園の隣の駐車場で確保していたものが、今後、別の場所に移動 するというお話でしたが、それはきちんと確保できる予定なのでしょうか。

地域住民の方々にとっては、津波の問題は大変な問題なので、きちんと担保されているのかどうか確認したいのですが。

(事務局)

現状の駐車場については、直接今回の案件とは関係ないのですが、本日は、競輪場を所管しております事業課の職員が来ておりますので、そちらから考えをお示ししたいと思います。

(事務局)

競輪場の駐車場につきましては、小波公園が整備される段階まで、駐車場としては使っていくのですが、現在、考えておりますのは、競輪場の敷地内に立体駐車場を整備する計画も検討しております。

河川敷駐車場につきましては、まだ余裕がありますので、そちらの利用率を上げる方策についても検討しております。以上でございます。

(会 長)

よろしいですか、どうぞ。

(委員)

いただいた資料の中で、説明会を開催して、住民の方から反対の意見がありませんでしたということですが、約1.4へクタールという広い公園になると思うので、その場で住民の方がどんな要望を出されたのか、概略でいいので、教えてください。

(事務局)

説明会での市民の要望ということですが、今後の公園の整備内容に関すること、 公園の整備時期に関することでした。

土地については、既に市の買取りは、概ね済んでおりまして、市の用地になる という状況でございます。

その中で、地域住民の方が大変関心を持たれているのは、やはり公園整備の内容でございます。

公園整備の内容につきまして、現在、ある程度の想定しているものは、例えば、フットサルコートが2面程度できるような多目的広場や、遊具、照明、植栽等の配置をするという予定していることについて地元の方に説明させていただきました。

あくまで想定ですので、今後、公園整備の時期が具体化になったときには、地域住民の方を含めたワークショップ等を行いながら、皆様の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

さらに、ご意見があったのは、いつから公園整備をするのか、できるだけ早く 公園整備をしてほしいというような要望をいただいております。以上でございま す。

(会 長)

どうぞ。

(委員)

今のお話で、市が既に土地の買取りが大体済んでいますというお話でしたけれども、もう既に市の土地なのかと思ったのですが、今の買取りの話は具体的にどういうことですか、教えてください。

(事務局)

買い取りについては、概ね終わっておりまして、一部、公園の変更区域内に土地を持っている方との交渉が最終段階になっておりまして、変更区域外に交換というような形で年内に目途が立つというような状況でございます。

(会 長)

よろしいですか。

(委員)

小波公園を整備しようということで理解はするのですが、昭和29年に都市計画決定してから、50年以上経過とありますが、ほぼ60年近く整備ができなかった理由についてお尋ねしたいと思います。

何がネックだったのか。先ほど、土地の買取りという話もあったのですが、競輪場の事情なのか、何でこんなに整備が遅れたのか、理由をお尋ねしたいと思います。

(会 長)

事務局、お願いします。

(事務局)

正面の図で見ていただいたとおり、現在の区域が黄色い範囲で、その区域の中に競輪場の施設があるということで、その兼ね合いがあって、これまでも平塚競輪場の改修計画の中で、どうしたら競輪場の存続と公園整備の共存が成り立つの

かということを検討した中で、研究をしてきております。

地元の方には、遊具の整備はありませんが、広場というような形で長年暫定的な利用をしていただいております。

ここで、都市計画公園については、長期未着手ということもございますので、 検討を開始いたしまして、一定の目途がついたということで、今回の手続きに入 ったということでございます。以上です。

(会 長)

よろしいでしょうか。

(委 員)

ありがとうございます。これまで暫定的に利用してきたということですけれども、全部市の土地かなと思っていたのですが、土地の買取りをするのは、この1.4~クタールのうちのどのくらいの面積かということと、整備スケジュールは、もし開示できるのであれば開示いただきたいと思います。

また、大まかでいいのですが、もし開示ができるのであれば、整備費の見込みがわかるのであればよろしくお願いします。

(会 長)

3点、よろしくお願いします。

(事務局)

まず、用地の問題でございます。未取得の部分は1.4~クタールのうち、約30平方メートルでございます。

こちらは、公園の都市計画変更の区域外に土地の交渉がまとまったというところでございます。

今後のスケジュールでございますが、まず、段階的に整備をしていくということでございますので、競輪場の整備を平成26年度には改修工事に入りたいとのことです。

競輪場の整備後、先ほど説明しました市道久領堤2号線を西側に移設しまして、 外構がある程度の形ができた段階で、公園整備に入るというスケジュールと聞い ております。

公園整備の事業費については、まだこれからということで、ご理解いただきた いと思います。以上です。

(会 長)

よろしいですか。ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ありますか。

(委 員)

1点だけお聞きします。この港地区は、地域総合スポーツ関連を進めていると 思うのですが、公園整備について、全庁的な部を越えた話し合いはされているの ですか。

(会 長)

お願いします。

(事務局)

この整備の具体的な内容についての庁内検討というご質問でよろしいですか。

具体的に我々が聞いているのは、今のところ、1.4へクタールの近隣公園として、どのような施設が入るかということで、面積的にも整形化した中で、フットサルコートが2面ぐらい入るような形で検討を進めているということです。

この港地区にはさまざまなスポーツ関連施設、例えばほかの公園でも、少年野球場やいろいろな施設整備をしておりますので、小波公園が、港地区の中でどのような役割分担として整備するのかについては、今後の検討となります。

さらに、昨今の公園づくりでは、当然地域の方が利用されるということで、ワークショップで検討を進めていきますので、その中での地域住民の方の意見を取り入れながら、今後検討していくと聞いております。以上です。

(会 長)

どうぞ。

(委員)

今、言われたことは承知しているのですが、基本的には、行政が行っている事業と市民の要望というものがぴたっと合えば一番いいのでしょうが、それ以前の整合がとれないで、それぞれの意見があちらこちらに行ってしまうと、この公園の整備というものは、なかなか活きたものにならないのではないかと思います。

ですから、きちんと整合できるような形で庁内の連携をとって、市民に提案というのでしょうか、お示しするというのが一番よろしいのではないかと思うのですが、いかがですか。

(会 長)

事務局、お願いします。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、今回の近隣公園は、ある一定規模のスポーツやレクリエーションができる公園でございますので、その主たる利用については、行政側が

基本的な考え方をお示ししなければいけないと考えております。

その中で、地域住民の方が利用していただくスペースや遊具のあり方などについては、地域の意見を伺う必要があると我々も考えております。

そちらのご意見については、今後、整備担当課であります、みどり公園・水辺 課と調整をとりながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

(会 長)

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

ほかにご意見がないようでしたら、採決したいと思います。よろしいでしょうか。

議案第204号「平塚都市計画公園の変更3・3・4号小波公園(平塚市決定)」につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会 長)

異議なしということですので、議案第204号は、原案どおり決定したいと思います。

それでは、これから議案203号と204号にかかわる答申書を作成いたしますので、皆さんは5分ほどお休みいただいて、再開したいと思います。よろしくお願いします。

(休 憩)

(事務局)

それでは、答申案を朗読させていただきます。

平塚都市計画の変更について(答申)。

平成25年11月26日、当審議会に付された次の議案について、審議の結果、 原案どおりとすることに決しましたので、その旨答申いたします。

議案第203号「平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定)」。

続きまして、平塚都市計画の変更について(答申)。

平成25年11月26日、当審議会に付された次の議案について、審議の結果、 原案どおりとすることに決しましたので、その旨答申いたします。

議案第204号「平塚都市計画公園の変更3・3・4号小波公園(平塚市決定)」。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございます。これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会 長)

ありがとうございました。

これらの答申書をもって市長に答申することにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議案件を終了したいと思います。

続きまして、次第にありますように、報告案件でございます。

平塚市バリアフリー基本構想(素案)について、事務局より説明していただき たいと思います。お願いします。

(事務局)

どうぞよろしくお願いいたします。このたびは、このような貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

平塚市では、現在、交通バリアフリーに代わり、バリアフリー新法に基づく「バリアフリー基本構想」の策定を平成25年度内にと思いまして、準備をしているところでございます。

また現在、その基本構想に係るパブリックコメントを実施させていただいておりまして、市民の皆様から広く意見聴取させていただいているところでございます。

本日は、都市計画審議会におかれましても、この基本構想に対する都市計画上のご意見等をいただければと思いまして、この場を設けさせていただきました。

詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いします。

まずは、1ページ目の基本構想策定の趣旨のところをご覧ください。

本市はこれまで、交通バリアフリー法の基本方針に基づき、駅などの旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、平成17年に「平塚市交通バリアフリー基本構想」を策定し、整備推進に努めてまいりました。

平成18年にバリアフリー新法が施行されたこと、また、平成23年に国の移動円滑化の促進に関する基本方針が改正され、平成32年度末までの整備目標も示されたため、新法の基本方針に基づいた基本構想を策定し、一体的、総合的なバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインを取り入れた社会経済的にも活力

ある持続可能な社会の形成を目指すこととしております。

次に、新法の趣旨について説明します。

交通バリアフリー法では、主に旅客施設及び車両等、道路が対象でしたが、バリアフリー新法では、今までのものに都市公園、路外駐車場、建築物が追加されました。ポイントといたしましては、今までの交通バリアフリー基本構想に追加となった対象物を加える形で、新たな基本構想を策定することとなります。

次に、8ページのバリアフリーの基本方針についてでございます。

まず、目標年次につきましては、国の移動円滑化の促進に関する基本方針と整合を図り、平成32年度末、2020年度末までといたします。

ただし、心のバリアフリーの推進など未来永劫取り組むべき施策を含むことや、中長期的な計画とともに進める施策については、平成32年度以降も継続的に推進します。

また、市の総合計画や都市マスタープランなどの上位計画とも整合を図りながら、基本方針について次のとおり定めています。

基本方針1、福祉のまちづくりモデル地区と交通バリアフリー基本構想の重点 整備地区を基本として、新たな重点整備地区を設定します。

市役所、文化施設、総合公園などの公共施設等の集まっている地区を対象とした福祉のまちづくりモデル地区と、交通バリアフリー基本構想において定めた平塚駅周辺の重点整備地区を基本とし、さらに、その周辺に存在する公共施設への動線等を考慮した新たな重点整備地区を設定し、重点的なバリアフリー化を図ります。

基本方針2、すべての人にやさしいまちづくりの推進。

本格的な高齢社会の到来を見据え、基本方針1で設定した重点整備地区内にある不特定多数の人が利用する公共施設等と、その施設に関連する経路において、移動の安全性の確保と快適性の向上を図るために、道路、電車、バス、タクシーの車両等、建築物、公園、路外駐車場、その他移動経路に関する施設のユニバーサルデザインを取り入れた一体的なバリアフリー化を進めます。

また、誰にでもわかりやすいサイン等を活用した情報提供施設の設置を進めます。

基本方針3、心のバリアフリーの推進。

誰もが高齢者、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、日常生活のみならず災害時等にも自然に支え合うことができるようにするため、さまざまな機会を活用した教育活動や各種啓発活動により「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針4、事業内容の段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進。

基本構想について、地域の高齢者、障がい者等が参加しつつ、関係事業の実施 状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的な発展を図り ます。 また、継続的な状況把握のためにまちの点検を行い、事業内容の改善を図ります。

次に、19ページの研究会による点検調査について説明いたします。

バリアフリー基本構想の特定事業を検討する上で市民の視点がとても重要になってきます。本構想策定に当たっては、高齢者、障がい者の方とともに市民の立場から市へ意見提案していただくために、バリアフリー研究会を立ち上げまして、まちの点検やアンケートへのご協力をいただきました。

続きまして、22ページのバリアフリー化の方針に参ります。

まず、全体方針についてですが、重点整備地区は、バリアフリー化事業が重点的、一体的に実施される地区であり、高齢者や障がい者の方に社会参加の機会を提供する機能等をもたらすことにより、総合的な都市機能の方針を図る上で、有効かつ適切な地区となります。

また、バリアフリー化の先導的役割を持つ重点整備地区であることを考慮し、生活関連施設及び生活関連経路の整備を優先的に推進していきます。

次に、26ページのA3の見開きの方針図をご覧ください。

青で囲まれている区域が重点整備地区となります。緑、ピンクの箇所が生活関連施設となります。赤の線、緑の点線が生活関連経路となります。

続きまして、27ページの個別方針に参ります。

個別方針では、6つの特定事業とその他の事業について方針を定めました。

- (1)公共交通特定事業、(2)道路特定事業、(3)路外駐車場特定事業、
- (4)都市公園特定事業、(5)建築物特定事業、(6)交通安全特定事業、
- (7) その他の事業としまして、アからオまで挙げております。

続きまして、37ページに参ります。基本構想の推進に向けて。

各施設設置管理者及び公安委員会は、構想策定後、おおむね1年以内に特定事業計画を作成することになっています。

また、各々が作成した特定事業計画に基づいた事業を実施することとなります。 実施に当たっては、各事業者は、具体的な解決箇所や方法について市担当課と連携して必要な情報を公開するとともに、なるべく多くの方の意見が反映されるよう努めることといたします。

続きまして、推進体制の整備でございますが、次のページになります。

市は、「(仮称)平塚市バリアフリー推進協議会」を設置しまして、各事業者との連携強化と事業の円滑な推進を図ります。バリアフリー化推進組織として、事業内容や進捗状況等を確認するとともに、状況に応じた事業計画の見直しを行い、継続的にバリアフリー化が発展いていくよう進捗管理をし、その進捗状況等を市民に公表してまいります。

最後に、39ページのまちづくりへの展開となります。

重点整備地区は、モデル地区として優先的に整備を進め、将来的には、市域全体へのさまざまなバリア解消の広がりを目指していきます。

また、基本構想によるハード面の整備にあわせて、そのハードが活かされるようなソフト面でのバリアフリー化施策が重要となります。高齢者、障がい者等を初めとする全ての人が、地域の中で自立し、より充実した生活が得られるように、多様な意見を取り入れて取り組みを改善・充実するとともに、広く一人一人の意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいまちづくりを進めてまいります。

以上で、平塚市交通バリアフリー基本構想(素案)の説明を終わります。ありがとうございました。

(会 長)

今、事務局から説明がありましたが、質問、ご意見をよろしくお願いいたします。

(委 員)

私が住んでいる家も重点整備地区に入っていまして、駅の南口から海に向かうなぎさプロムナードです。

そこは、既に4年ぐらい前にバリアフリーの大がかりな工事が入りまして、歩道の真ん中ぐらいのところに杭があって車止めになっていて、そこの杭も取り払ったことによって、車椅子の方とか高齢者が歩きやすくされたのだと思うのですが、その工事の結果、何が起きたかといいますと、道が広いものですから、自転車が、すごいスピードで通り抜けていきます。

朝の通勤時間帯だと、学生が海の方の学校に向かって、自転車で猛スピードで 人の間を縫うように走っていきます。

これは、歩いている人には避ける権利がなくて、自転車の方が避けていくような非常に危ない状況になっていたのです。

だから、ハードをバリアフリーにしたら、誰にとってのバリアフリーになるかというのはよく考えていただきたいと思います。

自転車や、時には車が停まっている。歩道が広いものですから、薬局の前の歩道に車が入り込んできて、その薬局の前に停めている。

乗っていらっしゃる方は、多分障がい者の方か高齢の方で、薬を取りに来るために大変だから停めているという理由だと思うのですが、そういうことまで起きているのです。

それについて、1回、市役所に意見を申し上げたことがあるのですが、返って きた答えが、「自転車のことは警察署に言ってください」ということでした。

私は、まちづくり、バリアフリーのやり方によって、そういうことが起きてしまったということを申し上げたのですが、自転車は警察が管轄ですからという答えが返ってきて終わってしまいました。

やはり、バリアフリーにすると、障がい者だけではなくて、みんなにとって歩

きやすくなるわけで、杭をつくると、逆に今度は障がい者とか目の不自由な方は 大変なのですが、その辺はつくり込んで、余計なものが入ってこない、でも歩き やすいという、両立させるのは難しいと思うのですが、いろいろな都市でこうい うことが行われていると思うので、その辺も視察に行かれるなど、一つのやり方 として、何かそこに両立させるようなブレークスルーを見つけて、まちづくりを 行っていってほしいと思います。

(会 長)

いいですか、ご意見で。事務局から何かありますか。

(委員)

ご意見も伺いたいのですが。

(会 長)

お願いします。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

今のお話のところは、30ページをお開きいただけますでしょうか。

十分事務局としてもその様なお話を受けとめておりまして、ウの部分、エの部分に、歩行者の安全対策という形で、自転車専用レーン等について記載してございます。

現在、国、または警察庁では、自転車を車道に下すというガイドラインという ものが出て、動いております。

平塚市としましても、自転車の走行環境を改善するということで、現在、計画 を練っている最中でございます。

また、委員のお話のとおり、心のバリアフリーや安全にお互いが譲り合う、そ ういう部分も非常に大切ではないかと思っておりますので、その様な形を少しず つ推進していきたいと思っております。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

(委 員)

このバリアフリー基本構想のパブリックコメントを実施中ということで大変結構なことだと思っていますが、その一方で、23ページを見たのですが、やはり 平塚市民が一番多く利用するのは平塚駅だと思います。

平塚駅のメインの北口に行くに当たって、エレベーターは未だにない状況です。

ラスカがオープンしている時間については、そこを利用して車椅子の方はロータリーへ降りるわけですが、北口のエレベーター設置について、この構想というか計画の中ではどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

是非これを入れていただきたいという意見も含めてです。

(会 長)

どうぞ、事務局。

(事務局)

35ページをお開きいただけますでしょうか。その中の6.7その他の事業といたしまして、平塚駅周辺の移動円滑化という形で、一番上の「駅前広場と改札階とのバリアフリー経路の確保を検討します」という形で、今までも市としましては、JR等と協議をしてきているのですが、なかなか思うような形では進んでいないのは、委員のご指摘のとおりだと思っております。

今後も粘り強くJRと交渉しながら、何とか北口もバリアフリー化していきたいと考えています。以上です。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

20ページにまちの点検をした結果が載っていて、このバリアフリー研究会の活動というのはとてもいいなと思っています。

どの様なご意見が上がったかというのはここでわかるのですが、例えば、目が見えない人が使う点字ブロックについて、今、委員もご指摘のあった湘南なぎさプロムナードのところを、直してくださいと言いに行くのは、県の合同庁舎に行かなくてはいけないのですか。

平塚市でこの様な計画をまとめていく上で、県が所管している道路は今までどおり県に行かなければいけないとか、ラスカのお話、あと平塚駅のお話もありましたけれども、1つの課題を何とかするためにあちこちに行っている状況なので、そういうものを総合的に管理できるような体制になれば非常にありがたいと思うのですが、その様なことについては、この基本構想の中で触れている点ですとか、ほかに説明があれば教えていただきたいと思います。

(会 長)

事務局、お願いします。

(事務局)

38ページを見ていただけますでしょうか。先ほど推進体制の整備という形でお話させていただいた、「(仮称)平塚市バリアフリー推進協議会」ですが、こちらは、まだ立ち上げておりませんが、関係行政機関、県の道路管理課、施設設置管理者、こちらには I R の方が入っております。

今後、この推進協議会で今のようなお話をさせていただくことは十分に可能か と思っておりますので、こちらの会議を活用させていただきたいと思っておりま す。以上です。

(会 長)

ほかはいかがでしょうか。

(委 員)

八幡神社の前の国道1号の歩道橋、これを是非とも廃止というか撤去していた だきたいと思っています。

というのは、景観の問題もそうですが、平塚のまちづくりでは、国道1号を八幡神社まで渡れる体系につくってもらいたい。

これはなぜかといいますと、近いうちに日産車体の跡地にららぱーとを想定した大型商業施設が計画されています。平塚に久々に大きな集客力のある施設が来るものですから、これをチャンスに行政も、それから市議会議員の皆さんも、商工会議所も一丸となって、是非ともまず国道1号を渡りたいと思っていますので、考慮に入れてもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(会 長)

どうでしょうか。

(事務局)

今のお話も、33ページに少し記載させていただいているのですが、今のお話を受けて、国にも要望させていただき、私どもも真摯に受けとめて進めていきたいと考えております。以上です。

(委員)

よろしくお願いします。

(会 長)

ほかはいかがでしょうか。では、私から質問します。

今、お話が出た市役所の反対側に、大きな商業施設ができるのですが、そのエリアは重点整備地区から外れているのですが、整備に際しては、バリアフリー化

していただけるのか。なぜ、そのエリアを入れていかないのでしょうか。

(事務局)

その内容の具体性がなかったということで、このバリアフリー基本構想の素案の中で、区域には入れておりませんが、今後、具体的な計画が見えてきた段階で入れていこうというお話は出ております。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございます。

それから、もう一つ、このバリアフリー法は市域全体が対象になるのですか、 それとも中心市街地だけなのでしょうか。

(事務局)

市域全体でございます。

(会長)

重点整備地区以外のエリアについては、この基本構想の後ろにいろいろな重点施設は書いてあるのですが、確か平塚市都市マスタープラン(第2次)では、各地区に拠点的な場所を設定していこうということが書いてありますが、何か全市的に、その様な拠点もバリアフリー化していくというようなことが基本構想に書いてあるのでしょうか。

(事務局)

重点整備地区から整備展開をさせていただいた上で、それから市域全体にその バリアフリーを広げていきたいということを、39ページの8.1「重点整備地区 からの整備展開」、8.2の「バリアフリーからまちづくりへ」に書かせていただ いたという状況でございます。以上です。

(会 長)

この後、予算についても聞きたかったのですが、平塚市の方は、駅に出てくるまでにいろいろなところから出てこなければいけないですが、駅がバリアフリーであっても、高齢者の方が出てくるときに、周辺がバリアフリーではなくて出てこられないことがあります。

だから、バスの路線や重点的な生活環境のところを整備していかないと、高齢者の方は、駅前に出てこられないのです。

市民病院も建替えると思いますが、あの周辺も恐らく相当高齢者の方が通われると思います。

そちらの方を重点的にもっと整備しなければいけないのではないかと思います。

当然、駅周辺は整備しなければいけないと思いますが、ここだけ重点的に整備するだけでも相当お金がかかって、平成32年度以降でないとほかのところは余り整備されないとなると、30何年までの間は、ほかのところは全く解消されないということになってしまいます。

折角ノンステップバスなどが走るとすれば、高齢者の方が移動する公民館など、 拠点的なところはいろいろあると思います。そういうものが戦略的に入っていて もいいと思うのですが、この素案は、何か中心市街地だけが強調されていると思 うのですが、どうでしょうか。

(事務局)

今、会長ご指摘のとおり、平塚市全体のバリアフリーの戦略についての考え方について、先ほどお話したとおりの考え方を持っているのですが、例えば、市民病院など大型公共施設について、それぞれの公共施設や周辺の道路、公園整備等については、神奈川県のみんなのバリアフリー街づくり条例に沿って個々には対応していくとしております。

その様な拠点は、バリアフリー新法のことも考慮しながら整備していきたいと 考えております。

その中で、例えば、公共のバス等の移動経路については、現在、ノンステップバスの推進をしておりますので、それを利用していただいて、「まち中」に来ていただき、重点地域等で歩きやすい、移動しやすい歩行者空間といいますか公共空間を誰もが堪能していただけるような整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

(会 長)

全国でもバリアフリーは進められているのですが、全市をバリアフリーにする ことはできないという考え方です。

まち中全部をバリアフリーにするほどの予算はありません。だからこそ、重点 整備地区をつくって進めていく訳です。

ここも相当面積が広いですから、お金も、時間も相当かかると思います。

高齢者の方に関するまちづくりのいろいろな問題を話し合っていると、駅前だけが良くなっているが、先ほど申したように、自分の家から出てこられないという問題があります。

出てこられそうなところとか、分散的にある公共施設についてもバリアフリーにしていく必要があるのではないかという意見が結構出てくるので、是非そういうことも考えていただきたい。

それから、バリアフリーというのは、高齢者の方だけではなくて、最近は海外の方も対象となっています。

オリンピックが決まりましたので、東京も最近、ユニバーサルデザインに相当

力を入れています。

海外の方が日本に来て、言葉のバリアフリーというものも出てくるので、それ については、この基本構想では入っているのでしょうか。

それとも、障がい者や高齢者の方たちのためということが、このバリアフリー 基本構想の趣旨になっているのでしょうか。

(事務局)

外国の方、さまざまな言語の多種多様ということになりますと、歩行者系公共 サインになると思います。

この公共化サインにつきましては、31ページに、(8)関連基準、ガイドライン等の一番下のその他条例等に記載しております。

平塚市の公共施設景観ガイドラインで、公共サインの設置を推進しておりますが、今後、2020年のオリンピック開催に向けて、平塚市もどのように海外の方をお迎えするかということを考えたときに、ローマ字表記だけでよいのか、今後の公共サインのあり方についても、あわせて研究、検討していかなければいけない大きな課題であると認識しております。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。予算的にはどうですか。この期間で、重点整備地区の 整備ができそうですか。

(事務局)

予算のことはっきりとお答えはできないのですが、先ほどの、各事業者によっていろいろな対応をしていただけることになっております。

この基本構想策定に当たりましても、各事業者が入っていただいた中で、策定 していただいておりますので、できるだけこの構想に沿った形で事業が進んでい くように、進行管理をしていきたいと思っております。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、これについては質問等がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

では、事務局で何かありましたらお願いします。

(事務局)

それでは、最後に少しお時間をいただきまして、本日お手元に配布させていただきました「ツインシティ大神地区に係る公聴会について」というA4の1枚の

資料で、簡単ではございますが経過を報告させていただきます。

ツインシティ大神地区に係る区域区分等の変更につきましては、前回の都市計画審議会でもご説明、ご報告させていただきましたが、都市計画法第16条第1項の規定に基づきまして、神奈川県と平塚市が合同で公聴会を開催いたしました。

公聴会開催までの都市計画手続の状況でございますが、県素案の閲覧を平成25年9月3日から9月24日までの期間、市原案の縦覧は9月3日から9月17日までの期間、そして、あわせて公述申出期間を9月3日から9月24日までの期間実施しました。その間、公述の申し出につきまして受け付けした結果、5件の申し出がございました。

公聴会の開催につきましては、平成25年10月11日金曜日、午後7時から 大神公民館で開催いたしまして、申し出された5人の方全てが公述をなされまして、一般傍聴は約100人でございました。

本日は、その意見の概要を簡単に報告させていただきます。

まず、公述人1番目の方は、意見区分は、「その他」でございまして、概要で ございますが、都市計画の内容の周知や合意形成について、複合地区2の用途地 域の変更についてのご要望などでございました。

公述人2番目の方は、意見区分は、「反対」でございまして、土地区画整理事業の事業主体の決定方法に疑問があるといった意見や、説明会の開催場所や市民意見の反映について十分だったのかというようなご意見が出ました。

公述人3番目の方も「反対」のご意見でございまして、富士山や大山の眺望の確保についてどう考えているのかということや、土地区画整理による騒音や振動など環境問題についてのご意見をいただきました。

公述人4番目の方も「反対」のご意見でございまして、環境共生モデル都市の まちづくりの実現ができるのかといったことや、トランジットセンターや倉見大 神線公共交通部分の必要性について疑問の意見をいただきました。

最後に、公述人5番目の方も「反対」のご意見でございまして、土地区画整理 事業の事業主体の決定方法に疑問がある、また、今後の進め方についても疑問が ある、反対であるというようなご意見でありました。

こちらの公述の意見に対して、今後の予定でございますが、神奈川県及び平塚市の考え方の取りまとめ作業を現在もやっている途中でございまして、今週になりますが、11月末をめどに公述人の方に郵送でお知らせしたいと考えておりまして、都市計画審議会につきましても、次回の審議会におきまして、公述人の方の意見の内容及び県及び市の考え方を取りまとめた内容を報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あわせて、この内容については、県及び市の窓口及びホームページにおいて公 表する予定であります。

その後の手続ですが、今後、県決定案件については、国との事前協議を行い、 また、市決定案件については、県との法定協議を進める予定でございます。 その後、都市計画変更案につきまして2週間の法定縦覧を行い、市民や地権者の皆様のご意見を聞きながら手続を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単でございますが、報告でございます。

(会 長)

報告事項ですけれども、よろしいですか。何かご質問ありますか。

(委員)

10月11日にこのツインシティ大神地区に係る公聴会ということで、意見の概要はここに箇条書きでありますけれども、その翌日の新聞に、全国紙初め地方紙一斉に、この公聴会のことで記事が出ましたね。その内容を教えてください。

(会 長)

どうぞ。

(事務局)

新聞記事については、いろいろ掲載されたという事実は承知しております。ただ、掲載されたということで、新聞記事に掲載されたとおりということでしか今のところ言いようがないのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

そういう内容がこの公聴会の意見として出たということを確認しておきたいと 思いますが、それでよろしいのですね。この資料には入っていないのですが。

(事務局)

そういうことでございます。

(会 長)

よろしいですか。

ほかにはないようですので、以上をもちまして本日の議事が全て終了しました。 第151回平塚市都市計画審議会はこれで閉会とします。

委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

【審議会閉会】午後4時48分